



## メキシコ議会が電力産業を民間投資家に 開放する法案を承認

(注: 本コメントリーは 2013 年 12 月公表の英語版 Mexican Congress Approves Bill to Open Mexico's Electricity Industry to Private Investors の日本語訳である。)

2013 年 12 月 16 日、メキシコ議会と多くの州議会が、エネルギーの法的枠組みを改革する法案（エネルギー改革法案）を承認し、同法案は、官報での公告後、同年 12 月 21 日に発効した。エネルギー改革法案は電力産業に大きな変化をもたらすものの一つであり、電力産業の拡大と近代化、ならびに重要な投資機会の創出に向けて大きな一歩となる。

エネルギー改革法案は、メキシコの電力産業に対する民間の参入を認めるため、メキシコ憲法第 25、27、28 条を修正するものである。憲法改正によって連邦電力委員会（CFE）が民営化されるというわけではないが、法案により主に発電・送配電事業への民間の参入が認められることになる。

エネルギー改革法案には四つの主要ポイントがある。(i) 電力コストの削減、(ii) 技術および経済原則に基づいた国家的電力システムの構築、(iii) 発電および電力販売に対する CFE と民間の共同参加に基づく電力セクターの振興、(iv) 電力セクターの開発に関する州規制当局の強化、参入者に対して相互

接続、料金、ユニバーサルサービスなどの義務を課すことである。法案の内容は以下の通りである。

- 国民への発電・送配電事業への民間の参入が認められる。現在、民間は自家消費の場合のみ発電が許可されており、CFE は国民一般に向けた発電・電力販売に携わる唯一の機関である。改革法案ではこの規制が撤廃され、民間事業者は発電・送配電が認められることとなる。
- メキシコ政府は国内送電システムを管理し、全ての電力事業者のアクセス権を確保する。

法案で提言しているのはメキシコ憲法第 25、27、28 条の改正のみだが、これらの改正はメキシコの豊富な天然資源の開発・利用へのアプローチに抜本的な変化をもたらすものである。

改正は抜本的なものだが、これは改革プロセスの第一歩にすぎない。メキシコ議会は関連法を通じて憲法のこのような改正点を反映させる必要があり、

関連法は憲法改正の実施後 120 日以内に承認されなければならない。

関連法では、CFE が生産的な政府系企業となるために必要な手続きや条件が定められる。

エネルギー規制委員会には、民間事業者による発電・配電に関する許可、認可や免許を付与する権限が与えられる。また同委員会には、憲法上独立性が認められ、120 日以内に委員を任命する。同委員は、大統領が提案する 3 名について上院が検討し選出されることになると思われる。

関連法の承認から 12 カ月の間に、大統領は国家エネルギー管理センターを管轄下より独立した組織としなければならない。現在、同センターは CFE の管轄下であり、メキシコ国内の送配電を監督しているが、今後は国内配電網の管理を委託され、また電力卸売市場を運営し、国内送電網および送配電にオープンかつ公正にアクセスできる環境を提供することを任務とすることになる。

## 弁護士へのコンタクト

更に詳しい情報をお求めの場合は、最寄りの事務所の代表者又は以下に掲げた弁護士にお尋ね下さい。一般的な E メールでのメッセージは、www.jonesday.com からご覧頂ける”Contact Us”フォームを利用して送信頂けます。

本コメントリーの日本語訳監修

**鈴木正具**  
msuzuki@jonesday.com

**後藤慎吾**  
sgoto@jonesday.com

**Alberto De La Parra**  
Mexico City  
+52.55.3000.4087  
adelaparra@jonesday.com

**R. Scott Cohen**  
Dallas / Houston  
+1.214.969.5060 / +1.832.239.3799  
scohen@jonesday.com

**José Estandia**  
Mexico City  
+52.55.3000.4081  
jestandia@jonesday.com

**Gerald P. Farano**  
Washington  
+1.202.879.4691  
gfarano@jonesday.com

**Scott Schwind**  
Houston  
+1.832.239.3710  
sschwind@jonesday.com

ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、（なお、かかる承諾を付与または撤回するか否かは当事務所の任意裁量に属します）、他の出版物又は法的手続きにおいて引用し、又は参照することはできません。当事務所の出版物について転載の許可を希望される場合は、当事務所のウェブサイト（www.jonesday.com）にある”Contact Us”の箇所にある所定のフォームをご利用下さい。本書の郵送その他の送信は、弁護士と依頼者との関係を構築することを意図するものではなく、また本書の受信により、そのような弁護士と依頼者との関係が形成されるものではありません。本書に記載された意見は、執筆者の個人的な見解を示すものであり、当事務所の見解を反映したものではありません。